

倉敷市立水島中学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

本校のいじめの認知件数は、年間10件前後で推移している。内容としては誹謗やいやがらせである。元来、人間関係のもつれが原因で集団の中で孤立したケースが多かったが、近年はSNS等への書き込みに起因するトラブルや、起因しないまでも、ネットでのやりとりが問題を複雑にしたり、当該生徒だけでなく生徒が関わって嫌な思いをしたりすることが増加している。SNS等への書き込みについて学校全体での把握や共通理解は困難であるため、ネットパトロールの活用やいじめ実態把握アンケート等の活用を活性化している。また、いじめに対する未然防止の観点からも、互いに認め合える集団作りや情報モラル教育に取り組んでいる。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・学校を挙げた取組を推進するために、いじめ対策委員会には各学年の教職員も参加し、それぞれの立場から実行的ないじめ問題の解決のための取組を行う。また、生徒のSNS等ネット利用の実態について調査や学校評価アンケートの結果をもとに、校内研修や保護者も含めた講演会の実施など、生徒への情報モラル教育の推進を図る。
- ・いじめの未然防止に向けた生徒の主体的な活動を進めるとともに、誰もが活躍できる機会を設けることで、自己肯定感を高め、互いを認め合うことができる学校づくりを進める。
- ・いじめの早期発見のためにアンケートを実施し、教育相談週間と連携を図るとともに、得られた情報を教職員間で共有を図る。
- ・生徒指導担当者の連絡会を週に1回、定期的に設け、情報の共有を図る。

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・基本方針をPTA総会で説明し、いじめ問題への取組について保護者の理解を得るとともに、PTA研修会や学年懇談会など意見交換や協議の場を設定し、取組の改善に生かす。
- ・学校評議員や育てる会の推進委員など地域の方々の協力を得て、生徒の学校外での生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。
- ・情報モラルについての啓発のためのPTA対象の研修会を実施する。

学 校

【いじめ対策委員会】

〈役割〉

- ・基本方針に基づく取組の実施や年間計画の作成、実行・検証・修正の中核、相談窓口、発生したいじめ事案への対応。

〈開催時期〉

- ・年3回開催(学期ごと、外部委員が参加することもある。)

〈教職員への伝達〉

- ・職員会議で全教職員に周知。緊急の場合は朝礼等で伝達。

〈構成メンバー〉

- ・校内: 学年主任, 養護教諭 等
- ・校外: スクールカウンセラー,
PTA会長等



【全教職員】

関係機関等との連携

【県教育委員会】

〈連携の内容〉

- ・ネットパトロールによる監視、保護者支援のための専門スタッフ(SSW)の派遣。

〈学校側の窓口〉

- ・校長, 教頭

【岡山県警(学校警察連絡室), 水島警察署】

〈連携の内容〉

- ・あいさつ運動への参加
- ・生徒指導に関わる相談等
- ・非行防止教室の実施
- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・教頭, 生徒指導主事

【青少年育成センター (水島地区センター)】

- ・校外見回り
- ・定期的な情報交換

〈学校側の窓口〉

- ・生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① い じ め の 防 止	<p>〈職員〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係機関から講師を招聘し、教職員の指導力向上のための研修を行う。 ・親和的な学年・学級経営を進め、小規模な学校であることの利点を生かし、生徒の顔と名前が一致できるように取り組む。 <p>〈生徒会活動〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権週間(6月, 11月)において, いじめ防止の意識を高めるための取組を進める。 <p>〈居場所づくり〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日頃の授業や行事等の特別活動の中で, 誰もが活躍できる機会を設定することで, 生徒が自己有用感や充実感を感じることができ学校づくりを進める。行事の振り返りでは「褒め合い・認め合い・感謝し合い」の活動で、良いところ探しを行う。 <p>〈情報モラル教育〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ防止のために, 情報機器の利便性ととも、情報を発信する責任を自覚し, 適切に利用できる力を身に付けるための情報モラルに関する授業や講演会を行う。
② 早 期 発 見	<p>〈実態把握〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の実態把握のためのアンケートを学期ごとに実施し, 年 2 回の教育相談(1 回目は担任と, 2 回目は生徒の希望する先生と)を行うことで, 生徒の生活の様子を十分把握し, いじめの早期発見を図る。 <p>〈相談体制の確立〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談担当の教職員を生徒に周知すると同時に, 全ての教員が生徒の変化を見逃すことなく, きめ細かく声かけを行い, 全生徒が少なくとも1人以上の教職員に, いつでもいじめを訴えたり, 相談したりすることができると思えるような体制を整える。 <p>〈情報共有〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生徒の気になる変化や行為があった場合, 教職員間でいつでも早急に情報共有できる体制をつくる。緊急の場合は職員朝礼等で報告・連絡する。 <p>〈家庭への啓発〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積極的ないじめの認知につながるよう, 三者懇談や学年通信等とおして, 家庭での生徒の様子を見つめるためのポイントを作成・配付して, 家庭におけるいじめへの対応に関する啓発を行う。 ・教職員とのつながりが困難な場合、家族以外の誰かとつながることができるよう、関係機関との連携を進める。
③ い じ め へ の 対 処	<p>〈いじめの有無の確認〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本校生徒がいじめを受けているとの通報を受けたり, その可能性が明らかになったりしたときは, 速やかに, いじめの事実確認を行う。 <p>〈いじめへの組織的対応の検討〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめへの組織的な対応を検討するため, いじめ対策委員会を開催する。 <p>〈いじめられた生徒への支援〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめがあったことが確認された場合には, いじめられた生徒を最後まで守り抜くことを最優先に, 当該生徒及びその保護者に対して支援を行う。 <p>〈いじめた生徒への指導〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめた生徒に対しては, いじめは絶対に許されない行為であり, 相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど, 適切かつ毅然とした対処を行うとともに, 当該生徒の周囲の環境や人間関係など, その背景を十分に把握し, 保護者の協力を得ながら, 健全な人間関係を育むことができるよう指導を行う。